

令和2年11月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和2年11月5日
武雄市農業委員会

令和2年11月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和2年11月5日(木)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時15分

2. 場 所 武雄市役所4階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	武雄市非農地証明申請について	5件
議案第6号	空き家・空き地に付随した特例農地の指定について	10件
報告第1号	農地等形状変更届出について	3件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。定刻より早うございますが、佐賀県農業会議から武藤次長がお見えでございますので、5分ほどお話を聞いていきたいと思っております。
それでは武藤次長、よろしくお願いいたします。

武藤次長 二つのお願い（内容等については省略）
①農家相談の手引きの配付
②のうねんエコバックを活用した周知・配付
（会長から集落営農点検会時の活用について補足説明あり。内容省略）

（武藤次長退席）

事務局長 それでは、令和2年11月の武雄市農業委員会「総会」をはじめさせていただきます。
本日は、農業委員全員に出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 （農業情勢等の報告等については省略）

それでは、令和2年11月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。
今日は、議案第1号から議案第6号までの審議をお願いいたします。
本日の議事録署名人に、10番 向井健作委員、15番 山下英喜委員を指名いたします。
それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 10月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

（なし）

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。

農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。資料につきましては、議案書2ページからになります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請です。3件出ております。

まず、番号1番です。権利の内容は所有権の移転になっています。土地は〇〇町にあります田2筆。面積が2筆合計の1229㎡です。譲受人のほうがおのうで管理がしやすいという事で、申請がなされております。農地の価格につきましては、一反当り〇〇円となっております。

続きまして、申請番号2番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります田1筆。面積が1666㎡です。譲渡人、農業後継者がいない、譲受人おのうで管理しやすいという事で、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、今後の話し合いで正式に決定をするという事になっております。

最後に番号3番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります、田1筆。面積1288平米です。譲渡人、市外在住で管理が出来ない、譲受人、住居近くで管理がしやすいという事で、申請が提出をされております。農地の価格につきましては、1筆で〇〇円となっております。

以上、1番から3番まで全て3つの判断基準を満たしていると判断しております。事務局からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員による補足説明)

会長職務代理者

地元委員さんの説明が終わりましたので質疑を開始します。

※(ない場合) 特に無いようですので、質疑を開始します。

何かございませんか。

(質疑開始)

会長職務代理者

他にございませんか。(なし)

他に質疑も無いようですので議案第1号の質疑をとどめます。申請番号1番について、許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 農地法第3条の規定による3件の許可申請につきましては許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されております。この案件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第2号について、御説明させていただきます。

まず、申請番号1番。土地は〇〇町にあります、畑2筆の2筆合計面積が355平米です。平成四年頃、倉庫を建てたり、庭を作り、宅地の一部として利用をしていたという事で、申請が提出をされております。こちらにつきましては、平成四年頃に倉庫を建てたということでもありますけども、20年以上の宅地課税等の証明がありませんでしたので、20年以上経過をしておりますが、4条申請を提出してもらっている所でございます。既に利用がされておりましたので、始末書が添付をされております。それに伴いまして、工事完了時期につきましてはありません。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地。許可基準の該当事項は、日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、許可し得ると判断しております。

番号2番。土地は〇〇町にあります田1筆で、面積が1565㎡です。両側が山林で日照条件が悪く、利用水も雨水だけなので水不足になることが多く、稲作に適さないため、山林として管理をしていきたいという事で、申請が提出をされております。農振除外の手続きについては済んでおります。工事完了時期は、令和3年4月です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地。許可基準の該当事項につきましては、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして番号3番。土地は〇〇町にあります畑33㎡です。平成22年の9月頃から、進入路及び庭園として利用をしていた。今後も引続き利用をしたいという事で、申請が提出をされております。こちらにも既に利用がされておりましたので、始末書が添付をされておまして、工事完了時期につきましては無しということになっております。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

事務局からは以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 はい。1番の古賀さんは、宅地のところの娘さんですもんね。お父さんのころ倉庫を建てたりしておられて、娘さんは全然知らなかったということです。最近、農地パトロールで見に行って報告されたということです。娘さんの古賀さんが、家の方の管理をされております。以上です。

会 長 はい。2番は私の所でございますが、ここの方はですね、西九州道路の山の所でございましたが、途中で西九州道路が開通しましたので、大分頑張っ
て作っておりましたが、やはり道路がすると出水が少ないという事で、また水が必要かという時はいっぺんに来て、あとはスカッとなってしまうという
事で、稲を作ってもダメのようだという事で、大豆作っても日陰で水が必要
ない時水が来るので大豆作っても同じという事で、植林をするという事で山
にしますという事で見えましたので、私も同意をいたしました。

会 長 他に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かござ
いませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については「本委員
会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送る
ことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、
「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知
事に送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第5条の規定による許可申請が6件提出されております。この議案に
ついて、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第3号について御説明をさせていただきます。

まず、申請番号1番です。権利の内容は使用貸借権設定となっております。土地につきましては〇〇町にあります畑1筆の面積153㎡です。土木工事業を営んでおり、現在の資材置場が手狭になったため、申請地を資材置場として利用をしたいという事で、申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年1月20日。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地で許可し得ると判断をしております。

申請番号2番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります、田1筆の面積217㎡です。設備機械販売業を営んでいるが、今の販材置場が遠方であり、手狭にもなったため、設備機器を処理業者が取りに来るまでの一時的な保管場所として利用をしたいという事で、申請が提出をされております。工事完了時期は、令和2年12月15日です。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第3種農地で許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号3番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります、田3筆、面積が合計324㎡です。現在福岡在住だが、今後を考え帰郷して生活をしたい、申請地に一般住宅を建設したいという事で、申請が提出をされております。工事完了時期につきましては、令和3年7月31日です。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地で許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号4番。権利の内容は所有権の移転です。土地は〇〇町にあります田1筆、面積が688㎡です。現在、実家で同居をしているが、手狭になってきたため、実家近くに一般住宅を建設したい、実家に駐車している農業器具を格納する農業用倉庫も一緒に建設をしたいという事で、申請が提出をされております。農振除外手続については済んでおります。工事完了時期につきましては、令和3年3月31日です。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地する事が困難な場合は許可し得ると判断をしております。

続きまして、申請番号5番。権利の内容は賃借権設定による一時転用です。土地につきましては、〇〇町にあります田5筆、畑3筆、合計8筆の面積1584㎡です。九州新幹線工事のための作業用の資材置場として利用をしたいという事で、申請が提出をされております。賃借期間につきましては、令和3年1月24日までとなっております。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地、及び農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農用地区域内農地、第2種農地。許可基準の該当事項は、農用地区域内農地につきましては、一時的な利用に供するもの、第2種農地につきましては、周辺の他の土地に立地するのが困難な場合は許可し得ると判断をしております。

最後に、申請番号6番です。権利の内容は、賃借権設定による一時転用です。土地は〇〇町にあります、畑2筆、田1筆、面積が3筆合計で1568㎡です。JR複線化に伴う工事用資材置場、表土置場、駐車場として利用を

したいという事で申請が提出をされております。賃借期間は、令和3年5月31日までとなっております。農地区分につきましては、農用区域内にある農地で、農用区域内農地。許可基準の該当事項は、一時的な利用に供するもので許可し得ると判断をしております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第3号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇委員 はい。この申請番号の1、2、3が私の担当箇所でございます。1番については地図等ご覧になればわかると思いますけど、堂島交差点の北側、不自由な所をよく資材置場に出来るなど思いながら感じておりました。

それから2番は、私が立ち会って説明を聞いた時には、大島さんって方が娘婿さんで、貸借権設定と私がその折に聞いてたんですけど、申請が所有権移転ってなってますので、その通りかなと思っておりますけど、娘婿に早先にやったら大切にしないからという様な感じで、だから貸すんだよという感じで、そういう風な説明を受けておりましたので、これを見ながらあらっと思ってですね、ちょっと疑問に思ったんで、お尋ねをしたいと思います。

事務局 失礼します。すいません。ご指摘のとおり貸付人と借受人になってました。

〇〇委員 貸借ですね？

事務局 はい。

会 長 ああ。2番目？これは全部言わんといかんね。事務局、2番の訂正を。

事務局 すいません。申請番号2番につきまして権利は貸借権設定です。貸付人が朝長さんで、借り受け人が大島さんとなっております。申し訳ございません。

〇〇委員 はい。4番ですけど。親子関係になりますけど、圃場整備外でありまして、必然ということで自由に耕作もできないということです。以上です。

会 長 はい。地元委員さんの説明はもういいですか。質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第5条の規定による6件の許可申請については、「本委

員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による6件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— 《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。資料は別冊になります。議案第4号「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。「令和2年度第1号利用権設定計画（案）」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定4件、7筆、8,595㎡。

橘町、田、新規1件、2筆、6,038㎡。

再設定4件、4筆、4,589㎡。

朝日町、田、新規6件、11筆、19,988.34㎡。

再設定15件、25筆、28,094.34㎡。

若木町、田、新規1件、1筆、1,449㎡。

再設定4件、6筆、5,046㎡。

武内町、東川登町、西川登町はございません。

山内町、田、再設定3件、6筆、7,448㎡。

畑、新規1件、2筆、693㎡。

北方町、田、新規1件、2筆、3,569㎡。

となっています。

3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除につい

ては、21ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農業経営地盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第4号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)については、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請について》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明願申請について」5件の証明願が提出をされております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。議案第5号について御説明をいたします。資料につきましては議案書については6ページから、土地見取り図、事業計画図については28ページからとなりますので、そちらの方をお開きください。

議案第5号武雄市非農地証明願申請となっております。

申請番号1番。土地につきましては〇〇町にあります畑76㎡です。亡き父が昭和61年9月頃から庭木を植栽し、庭園として利用をしていたということで、申請が提出されております。非農地証明事務処理要領の該当事項は、5号の人為的に無断転用された土地で、かつその転用行為から20年以上経過し、農業委員会が特に証明書の交付を行う事もやむを得ないと認めた場合に該当すると判断をしております。

続きまして、申請番号2番。土地は〇〇町にあります、田2筆の、面積が4860㎡と963㎡です。10年程前から耕作をしておらず、荒廃しているということで、申請が提出されております。非農地証明事務の処理要領の該当事項は、4号の自然的荒廃土地であって、かつ耕作出来なくなってから10年以上経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地に該当すると判断をしております。

続きまして、申請番号3番。土地は〇〇町にあります、畑747㎡です。みかん畑として利用していたが、価格下落、後継者不足により廃園し杉等を植林したということで、申請が提出をされております。非農地証明事務処理要領の該当事項は、5号の人為的に無断転用された土地で、かつその転用行為から20年以上経過し、農業委員会が特に証明書の交付を行う事もやむを得ないと認めた場合に該当すると判断をしております。

続きまして、申請番号4番。土地につきましては〇〇町にあります、畑2筆の、面積が380㎡と1621㎡です。みかん畑として利用していたが、価格下落、後継者不足により廃園し杉等を植林したということで、申請が提出されております。非農地証明事務処理要領の該当事項は、5号の価格下落、後継者不足により廃園し杉等を植林したということで、申請が提出をされております。

続きまして、申請番号5番です。土地については〇〇町の畑1585㎡です。こちらにつきましては、みかん畑として利用していたが、価格下落、後継者不足により廃園し杉等を植林したということで、申請が提出されております。非農地証明事務処理要領の該当事項は、5号の価格下落、後継者不足により廃園し杉等を植林したということで、申請が提出をされております。

事務局から説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 3、4、5番は同じ場所ですが農地パトロールでわかった分ですかね。

〇〇番委員 いやいや、ここばかりではなかとですよ。全体が茶畑がもうなくなっている。実際に畑としてみる状態ではなかとですよ。みかん園だったか、なんだったかわかるような状態ではないとですよ。農地パトロールをしてはいるけど、現状が畑か田かわからないような所ばかりだから。

〇〇番委員 4番はですね、うちの実家でございます。みかんが高かったときに父たちが山を開いてみかん畑にしたところでございます。すぐ亡くなって、20年も30年もなるんですが、私たちが小さいときにみかんをちぎって加勢をしてたというような山でございまして、もう元の山に戻っているというような状態で非農地

会 長 いいですか、中村さん。

〇〇番委員 はい。

〇〇番委員 まだ、今から出てくるよ。

会 長 ほかに無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、5件の武雄市非農地証明について、原案どおり証明すること
にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号の武雄市非農地証明5件については原案どおり証明する
ことに決しました。

—————《議案第6号 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について》—————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。空き家・空き地に付随した特例農地
の指定申請について、1件の指定申請書が出されております。この議案につ
いて事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。議案第6号についてご説明させていただきます。
申請番号1番。土地は〇〇町にあります田2筆、面積が合計で743㎡で
す。空き家、空地の所在については、〇〇町大字〇〇 〇〇番〇〇となっ
ております。こちらの空き家バンク登録完了日は、令和2年10月1日となっ
ております。土地見取図、及び土地利用計画図の35ページの字図に申請地
が2筆ありまして、南側〇〇-〇〇の南側に市道が走っているんですけれど
も、右下で切れてる辺りに空き家の所在である〇〇番〇〇があるような形に
なっております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいた
します。

会 長 ここは私の管轄でございますが、新幹線と道路ですね、市道が拡幅になり、
新幹線で家の方が改修になり、嬉野の老人ホームの方に入っておられます。
その前までは田でしたが、新幹線の道路関係で畑になっています。畑で叔父
さんが管理していただいていたのですが、もう年でどうもこうも出来ん、もう
しいきらんと、草払いくらいはするけどということで、今回やめられたとい
うことでございましたので、ここに特例農地ということで出されております。
この特例農地の指定を申請して、皆さん方に5反未満の方にも提供をしたい
なということで出されましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

会 長 質疑はございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、質疑も無いようですので議案第6号の質疑をとどめます。
議案第6号、空き家・空き地に付随した特例農地の1件の指定申請について、
申請農地を特例農地として指定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第6号、空き家・空き地に付随した特例
農地の1件の指定申請については申請どおり特例農地として指定することに
決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届出について》

会 長 以上で、審議事項は終了し、次に報告事項に移ります。
報告第1号「農地等形状変更届出について」3件の届出が出されています
ので、この件について事務局の報告をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。報告第1号、農地等形状変更届出の分になります。
申請番号1番です。土地は〇〇町にあります、田4筆、面積が4筆合計の
799㎡です。水不足のため畑として利用をしたいということで、届出が提
出されております。田を畑に転換される計画になっております。変更時期は
令和2年10月の1日から令和3年9月30日。かさ上げの高さは0.7mで
土量に関しては559.3立米です。ご自身で施工をされ、変更後については
大豆を植えて作られる計画となっております。

続いて、番号2番。土地は〇〇町の田3筆、合計の面積が470㎡です。
湿田により耕作不良のため、嵩上げをして畑として利用をしたいというこ
とで、田を畑に転換する計画になっています。変更時期につきましては、令
和3年1月1日から令和3年12月31日まで。嵩上げの高さは1.2mで、
土量については564立米です。施工業者は栗原建設となっております、
変更後は大根を作られる計画となっております。

続きまして、番号3番。土地は〇〇町の田1筆、面積2274㎡です。

令和元年豪雨の際、60cmほど冠水したため、嵩上げをして稲と玉葱の
苗床として利用したり、牧草を栽培したいということで田を畑に転換される
計画となっております。変更時期は、令和2年11月1日から令和3年2月
29日まで。嵩上げの高さは0.6m、土量については768.2立米。施工
業者は富士建設、変更後の利用については、牧草、苗として利用をされる計
画となっております。

以上、ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

〇〇番委員 はい。3番の案件ですが、現地確認に行きまして、一番低い所で60cmですね、六角川の方に行くと斜めになって高くなってたからですね、ここと同じ高さにされたら、もう田としては使えないんじゃないか、畑にした方がいいんじゃないかということで、転用の指導をしました。

そしてですね、2件だったと思いますが、事務局。みそえさんの裏と家の横と2枚出たと思いますが、1枚になったとですか？

事務局 はい。この資料の字図の43ページをお開きください。申請地は4449で、ここで下がっていますが、今、岩橋委員さんが言われている所がこの北西の方に4443です。この分はですね、藁をそこでラッピングをしたりすると言われたので、農地じゃない使い方だったので転用の方をしていただくようになっています。

〇〇番委員 はい。わかりました。きゅうりのハウスの方も少し上げるような話があったんですけども、まだ出てませんね。

事務局 まだ出てません。

〇〇番委員 はい。わかりました。どうもすみません。

会 長 他にございませんか。農地等形状変更届出につきましては、報告事項ですので、この程度にとどめます。

《閉会》

会 長 それでは、以上をもちまして、令和2年11月の農業委員会総会を終わります。